

# モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4の2 (略)</p> <p>4の3 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者であって、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)又は(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)の割引を利用している者に限ります。)が連続して5時間以上通信(ボイスモードに係るものに限ります。以下この項において同じとします。)を行った場合には、その通信を切断することがあります。</p> <p>第20条の2～第20条の3 (略)</p> <p>第9章～13章 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4の2 (略)</p> <p>4の3 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者であって、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)又は(26)(契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引)の割引を利用している者に限ります。)が連続して5時間以上通信(ボイスモードに係るものに限ります。以下この項において同じとします。)を行った場合には、その通信を切断することがあります。</p> <p>第20条の2～第20条の3 (略)</p> <p>第9章～13章 (略)</p> <p>別記 (略)</p>
---	--

料金表	
通則 (略)	
第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)	
第1 利用料	
1 適用	
区 分	内 容
(略)	(略)
(24) 契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引	<p>ア 当社は、モバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。) からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス (カテゴリーWに係るものに限ります。) について、次表の1に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、次表の2に掲げる料金月以降、契約者指定番号発信機能を利用して行う1の通信 (ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。) ごとに接続通信時間が10分を経過するまでの間、(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用) のアの規定を適用しません。この場合において、接続通信時間が10分を超える通信については、(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用) のアの規定について、「30秒までごとに」を「10分を超える接続通信時間30秒までごとに」と読み替えて適用します。</p>

料金表	
通則 (略)	
第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)	
第1 利用料	
1 適用	
区 分	内 容
(略)	(略)
(24) 契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引	<p>ア 当社は、モバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。) からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス (カテゴリーWに係るものに限ります。) について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月以降、契約者指定番号発信機能を利用して行う1の通信 (ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。) ごとに接続通信時間が10分を経過するまでの間、(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用) のアの規定を適用しません。この場合において、接続通信時間が10分を超える通信については、(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用) のアの規定について、「30秒までごとに」を「10分を超える接続通信時間30秒までごとに」と読み替えて適用します。</p>

表1

定額料 (月額)
850円 (935円)

表2

区分	割引の適用を開始する料金月
(1) (2)以外の場合	この割引の申出があった日を含む料金月
(2) 1 (適用) (25) (契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引) 又は (26) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引) の割引の適用を現に受けているモバイルアクセス契約 (その割引についてその料金月に廃止の申出を行った場合を含みます。) についてこの割引の申出があった場合	この割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月

定額料 (月額)
850円 (935円)

イ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）は、この割引の適用を開始した日を含む料金月（モバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る申込と同時にこの割引の申出があった場合は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの引の廃止があった日を含む料金月までの期間（この割引の適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合（この割引の適用と廃止が1料金月に複数回行われた場合を含みます。）は、1料金月とします。）について、定額料の支払いを要しません。

ただし、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。

イ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）は、この割引の適用を開始した日を含む料金月から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の適用を受けている料金月（その末日までに現に適用を受けているこの割引の適用の廃止の申出があった場合（そのモバイルアクセス契約に係る廃止の申出と同時にこの割引の廃止の申出があった場合を除きます。なお、この場合は1料金月とします。）を除きます。）について、定額料の支払いを要します。

ただし、そのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る申込があった日を含む料金月については、定額料の支払いを要しません。

また、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合は定額料の支払を要しません。

ウ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1（適用）(25)（契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引）又は(26)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引）の割引の申出があった場合、その申出があった料金月の末日においてこの割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

(略)

(25) 契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引

ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）について、次表の1に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、次表の2に掲げる料金月以降、当社が別に定める電気通信番号（電気通信番号の数について3を上限とします。）に係る電話等設備への契約者指定番号発信機能を利用して行う通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のAの規定を適用しません。

表1

ウ 当社は、この割引の廃止の申出があった場合、Aの規定に関わらずその申出があった日を含む料金月よりこの割引を適用しないものとします。

また、当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1（適用）(25)（契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引）又は(26)（契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引）の割引の申出があった場合、その申出があった日を含む料金月においてこの割引の廃止の申出があったものとして取り扱います。

(略)

(25) 契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引

ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月以降、当社が別に定める電気通信番号（電気通信番号の数について3を上限とします。）に係る電話等設備への契約者指定番号発信機能を利用して行う通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のAの規定を適用しません。

定額料 (月額)
850円 (935円)

表 2

区分	割引の適用を開始する料金月
(1) (2)以外の場合	この割引の申出があった日を含む料金月
(2) 1 (適用) (24) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引) 又は(26)契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う 3 番号自動判定通話割引) の割引を適用を現に受けているモバイルアクセス契約 (その割引についてその料金月に廃止の申出を行った場合を含みます。) について、この割引の申出があった場合	この割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月

定額料 (月額)
850円 (935円)

イ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月（モバイルアクセス契約（カテゴリー-Wに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の申込みと同時にこの割引の申出があった場合は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。）

から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の廃止があった日を含む料金月までの期間（この割引の適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合（この割引の適用と廃止が1料金月に複数回行われた場合を含みます。）は、1料金月とします。）について、定額料の支払いを要します。

ただし、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りでありませ  
ん。

（略）

イ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の適用を受けている料金月（その末日までに現に適用を受けているこの割引の適用の廃止の申出があった場合（そのモバイルアクセス契約に係る廃止の申出と同時にこの割引の廃止の申出があった場合を除きます。なお、この場合は1料金月とします。）を除きます。）について、定額料の支払いを要します。

ただし、そのモバイルアクセス契約（カテゴリー-Wに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る申出があった日を含む料金月については、定額料の支払いを要しません。

また、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合は定額料の支払を要しません。

（略）

カ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1（適用）(24)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）又は(26)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引）の割引の申出があった場合、その申込みがあった料金月の末日においてこの割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

(略)

カ 当社は、この割引の廃止の申出があった場合、アの規定に関わらずその申出があった日を含む料金月よりこの割引を適用しないものとします。

また、当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1（適用）(24)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）又は(26)（契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引）の割引の申出があった場合、その申出があった日を含む料金月においてこの割引の廃止の申出があったものとして取り扱います。

(略)



(26) 契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引

ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、次表の1に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、次表の2に掲げる料金月以降、契約者指定番号発信機能を利用して行う1の通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）ごとに接続通信時間が10分を経過するまでの間、1（適用）(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のAの規定を適用しません。この場合において、接続通信時間が10分を超える通信については、(23)のAの規定について、「30秒までごとに」を「10分を超える接続通信時間30秒までごとに」と読み替えて適用します。

表1

定額料（月額）
1,300円（1,430円）

表2

区分	割引を適用開始する料金月
(1) (2)以外の場合	この割引の申出があった日を含む料金月

<p>(2) 1 (適用) (24) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引) 又は(25) (契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引) の割引の適用を現に受けているモバイルアクセス契約 (その割引についてその料金月に廃止の申出を行った場合を含みま</p> <p>す。) について、この割引の申出をした場合</p>	<p>この割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月</p>
--	--------------------------------

イ 前項に規定するほか、当社は、この割引の適用を受けるモバイルアクセスサービスについて、別に定める電気通信番号 (電気通信番号の数について3を上限とします。) への契約者指定番号発信機能を利用して行う通信 (ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。) について、(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用) のアの規定を適用しません。

ウ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月（モバイルアクセス契約（カテゴリー-Wに係るもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る申込と同時にこの割引の申出があった場合は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の廃止があった日を含む料金月までの期間（この割引の適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合（この割引の適用と廃止が1料金月に複数回行われた場合を含みます。）は、1料金月とします。）について、定額料の支払いを要します。

ただし、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。

エ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1（適用）(24)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）又は(25)（契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引）の割引の申出があった場合、その申込みがあった料金月の末日においてこの割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

オ エまでに規定するほか、この割引（イに規定する部分を除きます。）に関する提供条件については、当社の電話等サービス契約約款料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）1（適用）に規定する(21)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）のウ、エ及びオの規定に準じて取り扱います。

（注）イの当社が別に定める電気通信番号とは、料金月ごとに、その料金月内に発信した契約者指定番号発信機能を利用して行う通信について、接続先となる電気通信番号ごとに(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のア及び(26)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引）のアの規定に基づき通話料を計算した場合の通話料の額（以下この欄において「判定対象額」といいます。）について、任意の3の電気通信番号番号を抽出した場合にその3の電気通信番号に係る判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号とします。

ただし、その料金月における接続先となる電気通信番号の数が3に満たない場合は、その料金月における接続先となる電気通信番号の全ての電気通信番号を、判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号が4以上ある場合は、次表に掲げる選択方法に基づく優先順位に従い当社が指定する3の電気通信番号（その3の電気通信番号に係る判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号である場合に限ります。）を、当社が別に定める電気通信番号とします。

(26) 契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引

ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月以降、1（適用）(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のアの規定を適用しませ  
ん。

<u>定額料（月額）</u>
<u>1,300円（1,430円）</u>

イ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の適用を受けている料金月（その末日までに現に適用を受けているこの割引の適用の廃止の申出があった場合（そのモバイルアクセス契約に係る廃止の申出と同時にこの割引の廃止の申出があった場合を除きます。なお、この場合は1料金月とします。）を除きます。）について、定額料の支払いを要します。

ただし、そのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る申出があった日を含む料金月については、定額料の支払いを要しません。

また、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。

ウ イに規定するほか、当社は、本欄に規定する定額料について、月額料金に準じて取り扱います。

エ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者について、当社が別に定める場合に該当する場合は、この割引を適用しないことがあります。

オ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話が工の場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への音声通信利用料について、この割引を適用しない場合があります。

カ 当社は、この割引の廃止の申出があった場合、アの規定に関わらずその申出があった日を含む料金月よりこの割引を適用しないものとしします。

また、当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1（適用）(24)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）又は(25)（契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引）の割引の申出があった場合、その申出があった日を含む料金月においてこの割引の廃止の申出があったものとして取り扱います。

（注1）工の当社が別に定める場合は、通信を行うことを目的とせず通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をそのモバイルアクセス契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。

（注2）オの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。

2 料金額 (略)	2 料金額 (略)												
第2～第3 (略)	第2～第3 (略)												
第2表～第3表 (略)	第2表～第3表 (略)												
<p>別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の基本機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 408 689 474">種 類</th> <th data-bbox="689 408 1055 474">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 474 689 531">(略)</td> <td data-bbox="689 474 1055 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 531 689 1182"> <p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能</p> </td> <td data-bbox="689 531 1055 1182">-</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提供条件	(略)	(略)	<p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能</p>	-	<p>別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の基本機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 408 1713 474">種 類</th> <th data-bbox="1713 408 2085 474">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 474 1713 531">(略)</td> <td data-bbox="1713 474 2085 531">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 531 1713 1182"> <p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能</p> </td> <td data-bbox="1713 531 2085 1182">-</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提供条件	(略)	(略)	<p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能</p>	-
種 類	提供条件												
(略)	(略)												
<p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能</p>	-												
種 類	提供条件												
(略)	(略)												
<p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能</p>	-												
別表2～別表4 (略)	別表2～別表4 (略)												



附則（令和3年1月27日 P S事推第00737282号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元3年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

一括国内通話割引の定額料の減額

300円（330円）

3 令和3年2月1日から当社が別に定める日までの間に、モバイルアクセス契約（カテゴリーWに係る者に限ります。以下、この項において同じとします。）について当社が別に定める方法で申込みを行った場合であって、当社が別に定める日までに当社がこれを承諾したときは、1のモバイルアクセス契約（当社のIP通信網サービス契約約款に定める第2種契約（タイプ6-3のコース1に係るもので、その申込に係るモバイルアクセス契約と同時に利用するものに限ります。）と同時に利用するものに限ります。）に係る料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）1（適用）(26)（契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引）に規定する定額料（以下、この附則において「一括国内通話割引の定額料」とします。）について、その申込みを行った日を含む月の翌料金月から起算して12カ月間、次表に規定する額を減額して適用します（ただし、その定額料について、既に本項に係る減額が適用されている場合を除きます。）。

（注）当社が別に定める日および当社が別に定める方法は、当社のホームページ（[https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/ocndenwa1000cp\\_2102.html](https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/ocndenwa1000cp_2102.html)）において指定する窓口から申し込む方法を指します。なお、当社が別に定める日は、終了の30日前までに掲示します。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。